

## 平成21年度における指定確認検査機関への立入 検査結果概要について

東北地方整備局では、同局長指定の指定確認検査機関である(株)建築検査機構に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の31第1項の規定に基づき立入検査を行いました。建築基準法等の建築関係法令違反となる事項はありませんでした。

○指定確認検査機関とは、建築確認の民間開放を目的に改正された建築基準法に基づき、建築確認や検査を行う機関として、国土交通大臣、地方整備局長等又は県知事から指定された民間の機関です。

○東北地方整備局長指定の機関は、(株)建築検査機構1機関だけです。

○なお、東北管内の県及び特定行政庁による指定確認検査機関への立入件数は下記のとおりです。

エリア	指定権者としての立入検査	特定行政庁としての立入検査
青森県内	2件	
岩手県内	1件	
宮城県内	3件	
秋田県内	2件	2件
山形県内	2件	
福島県内	1件	

※当発表は東北版であり、国土交通本省において、国土交通大臣指定の指定確認検査機関への立入検査結果概要並びに各地方整備局、都道府県及び特定行政庁による指定確認検査機関への立入検査実施状況について記者発表しています。

国土交通省ホームページ《<http://www.mlit.go.jp/>》

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

TEL 022-225-2171（代表）

建政部 住宅調整官

芭蕉宮 総一郎（内線 6114）

都市・住宅整備課 課長補佐 高橋 京子（内線 6182）